

令和4年洞爺湖町教育委員会第3回定例会会議録

日 時	令和4年7月13日(水) 13:30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教育長 渋川 賢一 委員 吉田 聡 委員 岡本 里佳 委員 岩崎 義久
欠席委員	委員 来栖 由喜
説明員	管理課長 高橋 謙介 社会教育課長 野呂 圭一 社会教育課参事 角田 隆志
会議録調整者	管理課主幹 尾崎 文郎
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	渋川教育長 開会を宣言する。(13:30)
日程第2 【前回会議録の承認】	渋川教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	渋川教育長 5/20 定例教頭会(役場会議室) " 明治安田クリティカル文化財団助成金伝達式(役場防災研修ホール) 5/25 北海道環境生活部塚田文化局長来庁(教育長室・入江高砂貝塚館) 5/31 退職町職員辞令交付式(教育長室) " 2022年原水爆禁止国民平和行進(町長室) 6/1 町職員辞令交付式(役場防災研修ホール) 6/2 洞爺湖町少年の主張大会(役場防災研修ホール) 6/5 入江・大磯馬頭観世音碑供養(入江・大磯馬頭観世音碑前) 6/6 町議会全員協議会(役場委員会室) " 民生委員推薦会(役場会議室) 6/7 定例校長会(役場委員会室) 6/9 文化団体連絡会議(役場委員会室)

- 6 / 14 学校運営協議会（洞爺湖温泉小学校）
- 6 / 15 町議会 6 月会議（議事堂）
～ 17
- 6 / 20 辞令交付（役場防災研修ホール）
- 6 / 21 関係機関等挨拶廻り
～ 22
- 6 / 22 虻田小学校学校運営協議会（虻田小学校）
- 6 / 23 令和 4 年度第 1 回行政改革推進委員会（役場会議室）
- 6 / 24 叙勲伝達表彰（伊達市：元虻田小校長 故鈴木文雄氏宅）
" 定例教頭会（役場委員会室）
- 6 / 30 自治会長会議（役場防災研修ホール）
" 洞爺中学校学校運営協議会（洞爺中学校）
- 7 / 1 洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会定例総会（役場防災研修ホール）
- 7 / 4 虻田中学校学校運営協議会（虻田中学校）
- 7 / 5 洞爺中生徒中体連柔道全道大会出場報告で来庁（教育長室）
" とうや小学校学校運営協議会（とうや小学校）
- 7 / 6 定例校長会（役場委員会室）
- 7 / 8 公立高等学校配置計画地域別検討協議会（むろらん広域センタービル）
- 7 / 9 洞爺湖芸術館 夏 特別展オープニング・セレモニー（洞爺湖芸術館）
- 7 / 13 教育委員会議（役場委員会室）
" 教育総合会議（役場委員会室）

日 程 第 4

【 報 告 事 項 】

・ 報告第 18 号

渋川教育長

日程第 4、報告事項でございます。

報告第 18 号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会令和 4 年 6 月会議一般会計補正予算（第 2 号））について、事務局から報告をお願いいたします。

高橋管理課長

報告の前に、私も改めまして 6 月 1 日付けで管理課長に着任いたしました高橋と申します。

渋川教育長のもと、町の教育行政発展のため尽力してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは報告させていただきます。

報告第 18 号、臨時代理の報告についてでございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

3 ページが町長から教育長に対し意見を求める文書でございます。

4ページはそれに対しまして、教育長から町長への異議のない旨の通知でございます。

補正予算の内容につきましては、6ページ目以降になります。

6ページ目以降は管理課、社会教育課とそれぞれでございます。

先に管理課所管分から説明させていただきたいと思っております。

6ページ、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時補助金、右側に補正額がございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）で、町全体といたしまして74,005千円の増額補正となっております。

続きまして、歳出8ページをご覧いただきたいと思います。

8ページの中ほど、10款教育費、1項教育総務費、3目諸費という欄がございます。

こちらの補正につきましては右側の1教育推進事業ということで18千円の増額補正をしております。

こちらは岩屋地区、旧ネイパル洞爺付近に今年の春、中学3年生の転入がございまして、スクールバスの運行範囲外でしたので、運行ができるまで間、路線バス代を補助するというような形で対応いたしまして、そのバス代の補助金18千円の増額補正でございます。

4小中学校スクールバス等運行事業、480千円の増額補正でございます。

こちらはスクールバス運行の5月から来年の3月まで路線延長分の委託料480千円の増額補正をしているところでございます。

9ページになります。

14款新型コロナウイルス感染症対策費、1項新型コロナウイルス感染症対策費、1目生活支援対策費でございます。

1番右下のところに、6学校給食費支援事業というものがございます。

3,293千円の増額補正でございます。

こちらは物価高騰により、保護者の経済的な負担を軽減させるということで、給食費の7月・8月分の40日分を、免除するための補正予算になってございます。

管理課所管につきましては以上でございます。

角田社会教育課参事

引き続きまして社会教育課所管の補正予算について御説明させていただきます。

6ページに戻っていただきまして、18款寄付金、1項寄附金、3目総務費寄附金でございます。

企業版ふるさと納税寄附金として15,000千円の増額でございます。

世界遺産に登録された入江・高砂貝塚を中心に、町内の主要エリア及び施設にフリーWi-Fiを整備し、ポケット学芸員などソフト事業の充実を図る事業に充てるものでございます。

続きまして、7ページでございます。

19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金でございます。

観光開発基金繰入金（企業版ふるさと納税活用事業）につきまして4,800千円の増額となっております。

企業版ふるさと納税活用事業全体の事業費、19,807千円のうち15,000千円を超えた部分についての財源とするものでございます。

みんなの基金繰入金がございまして、この内、地域未来塾タブレット更新事業600千円、入江貝塚堅穴住居復元事業10,000千円をそれぞれ財源として補正してございます。

続きまして歳出でございます。

8ページでございます。

2款総務費、1目総務管理費、8項企画費でございます。

企業版ふるさと納税活用事業に係る経費となっております。

10節需用費の印刷製本費につきましては、4カ国語対応のガイドブックやパンフレットなどの印刷費として750千円、12節委託料につきましては、入江・高砂貝塚のAR制作及びガイドブックの翻訳業務として、合わせて5,304千円。

17節備品購入費につきましては、3,260千円の内、社会教育課で関連しますのは、貸出用タブレット20台の購入費935千円となっております。

続きまして10款教育費、4項社会教育費、2目社会教育奨励費でございます。

17節備品購入費、660千円につきましては、地域未来塾とICT遠隔教育事業において使用しているタブレットが、前回購入から6年経過していることから3カ年の年次計画で更新をする予定としてございます。

令和4年度につきましては20台の更新を予定しているところでございます。

それから5目、文化財費でございます。

11節役務費、123千円につきましては、企業版ふるさと納税活用事業において、貝塚館及び貝塚公園3カ所に設置する予定のフリーWi-Fiの利用料、1月から3月分までの3カ月分を計上しております。

12節委託料は、入江貝塚公園復元施設展示改修業務委託料でございますが、10,500千円の増額となっております。

入江貝塚公園に設置している堅穴住居の復元施設の改修費となっております。

社会教育課所管の補正予算については以上になります。

渋川教育長

この件につきまして何か御質問あればお聞きいたしますが、いかがでございましょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは無しということでございますので、以上のとおり報告を受けたということで御了承をお願いいたします。

・報告第19号

それでは次に報告第19号、臨時代理の報告について（洞爺湖町教育委員会部局の人事異動）、事務局から報告をお願いいたします。

高橋管理課長

報告第19号、臨時代理の報告について、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動でございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

別冊でお配りしてございます、令和4年度洞爺湖町教育委員会部局の人事異動内示書をご覧いただきたいと思います。

6月30日付けて社会教育課主任の楽木拓郎さんが、町長部局へ出向しと、そのあと退職という人事が行われてございますので、御報告いたします。

以上です。

渋川教育長

今の件について御質問ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のとおり報告を受けたということで御了承をお願いいたします。

・報告第20号

それでは次に、報告第20号、臨時代理の報告について（洞爺湖町遠距離通学費等の補助に関する要綱の制定）、事務局から報告をお願いいたします。

高橋管理課長

報告第20号、臨時代理の報告について。

洞爺湖町遠距離通学費等の補助に関する要綱の制定について御報告いたします。

こちらも洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

洞爺湖町遠距離通学費等の補助に関する要綱でございます。

補正予算でも御説明いたしましたが、これまで遠距離通学者に対するバス代を補助する制度というものが当町教育委員会ではなかったことから、今回を契機といたしまして、要綱を整備し対象者が出た際には迅速な対応がとれるような仕組みを構築するために、この要綱を定めるものでございます。

この内容について御説明いたします。

第1条、目的でございますが、今、御説明したような内容で要綱を制定することとしてございます。

第2条、補助の対象でございます。

自宅から学校間での通学距離が小学校にあつては片道4キロ以上、中学校にあつては片道6キロ以上の者を対象とするということを定めてございます。

補助金の額につきましては第3条でございますが、バス通学をする場合は、バス運賃または定期代の実費相当額、自転車等で通学する場合は距離に相当し

て、バス路線等に換算した実費相当分を補助するというものでございます。

第4条、補助金の交付期間及び時期につきましては、交付期間につきましては事実発生から消滅の日までということでございます。

補助金の支出時期につきましては、毎年6月、9月、12月、3月の4回に分けて当月までの分を実費精算するというような内容となっております。

続きまして12ページでございます。

第5条、補助の手続きでございますけれども、事実が発生した日から10日以内に申請書を学校長を経由して教育委員会に提出するということを定めてございます。

第6条につきましては、変更及び取り消しということで、通学する必要がなくなったり、変わった時には、こちら事実発生の日から10日以内に変更申請書を学校長経由し、教育委員会に提出するというような内容となっております。

第7条は補則でございます。

附則といたしまして、この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から遡及し適用する内容となっております。

13ページから15ページまでにつきましては、請求書、申請書等の様式でございますので、説明は省略いたします。

以上御報告申し上げます。

渋川教育長

ただいま報告がありましたが、何か質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のおり報告を受けたということで、御了承をお願いいたします。

・ 報告第21号

それでは続きまして、報告第21号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について事務局から報告をお願いいたします。

高橋管理課長

報告第21号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり御報告申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症に関する対応等についてでございます。

町内教育・保育施設で新型コロナウイルス感染者が確認されましたので、その発生状況と対応について御報告いたします。

前回会議以降の状況でございます。

表がでございます。

令和4年5月14日、保育所で発生した後、保育所閉鎖等対応いたしました。

それから次のページ、5月29日、こちら保育所で1人発生してございます。

その間、小学校中学校それぞれで記載のとおり的人数が発生しておりまして、合計17名発生し、対応した内容となっております。

続きまして、2 洞爺湖町立学校運営協議会（虻田地区）の委員の任命についてでございます。

任期満了に伴い、6月13日付けをもって次の方々を任命いたしました。それぞれ1回会議を開催し、会長・副会長の互選、並びに令和4年度の学校経営方針の説明、今後の活動予定など協議をいたしました。

委員名につきましては、それぞれ虻田小学校、次のページの洞爺湖温泉小学校、次に虻田中学校と記載のとおりでございますので、朗読は省略したいと思います。

続きまして、3 洞爺湖町立学校運営協議会（洞爺地区）の委員の補充でございます。

洞爺地区は委員の改選部分の補充ということで、欠員分の任命を6月8日付けをもって行ってございます。

それぞれ1回会議を開催し、令和4年度の学校経営方針、運営活動予定などを協議いたしました。

なお、欠員で任命した方々の名前につきましては、とうや小学校、次のページに洞爺中学校とそれぞれ記載しているとおりでございますので、御報告申し上げます。

以上です。

渋川教育長

ただいまの報告について、御質問お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のとおり報告を受けたということで御了承をお願いいたします。

・ 報告第22号

続きまして、報告第22号、社会教育課所管の事務事業の取組状況について事務局から報告をお願いいたします。

角田社会教育参事

はい。

それでは20ページでございます。

社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について次のとおり報告するものでございます。

1 地域の伝統文化分野助成金目録贈呈式について。

明治安田クオリティオブライフ文化財団は、各地に伝わる「民俗芸能」等の継承、特に後継者育成のための諸活動に努力をしている団体等への助成を毎年度実施しています。

令和4年度は、全国37都道府県から77件の応募があり、道内では洞爺湖町無形文化財の月浦獅子舞が保存継承すべき優れた民俗文化財と認められ、40万円の助成を受けることが決定し、5月20日、月浦獅子舞保存会へ目録の贈呈式が洞爺湖町役場で行われました。

明治33年より引き継がれた月浦獅子舞は、121年間という長い年月の間、

毎年月浦神社祭典に絶えることなく奉納が行われてきた地域の伝統文化であり、近年は、地域の小学校と連携して獅子舞を披露するなど、長期にわたる地道な継承活動が高く評価された結果、助成の決定に至ったものであります。

教育委員会といたしましても、月浦獅子舞をはじめ香川獅子舞、曙獅子舞ともども、地域で育む文化として継続活動ができるよう今後とも支援してまいります。

2 洞爺湖町少年の主張大会の開催について。

6月2日、洞爺湖町役場防災研修ホールにおきまして「洞爺湖町少年の主張大会」が洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会の主催で開催されました。

本大会は、新型コロナウイルス感染症対策により、ビデオ審査形式で無観客の開催となりましたが、町内2中学校から選抜された6名の中学生が、環境問題や性的マイノリティなど現代社会における問題に注目した内容などをテーマに熱弁され、審査員からは各参加者の視点や表現力が素晴らしいとの講評を得ていました。

今回、最優秀賞に輝いたのは洞爺中学校3年生村上陽菜乃（むらかみひなの）さんで、「親のありがたみを感じて」をテーマに、自身の体験によって得た思いや日々支えてくれている両親のありがたみに気付くことで、自身が感謝に満ちた人生に変わっていくとの内容を述べたものです。

なお、村上さんについては7月14日に開催の「少年の主張胆振地区大会」ビデオ審査に、洞爺湖町の代表として出場することとなっております。

3 入江・高砂貝塚ガイド講習会の開催について。

世界遺産に登録された入江・高砂貝塚への来訪者や団体に対応するため、5月28日と6月11日の両日にボランティアガイドを対象に実践形式での「ガイド講習会」を開催いたしました。当日はガイドマニュアルを読みながら、一人ずつ交代で模擬ガイドを行い、実践に向けて本番と同様の状況で取り組みました。今年度は既に多くの団体ツアーや修学旅行等の予約があることから、引き続き「ガイド講習会」を実施し、ボランティアガイドの皆様のご協力をいただきながら入江・高砂貝塚の魅力を広く知ってもらうよう努めてまいります。

以上でございます。

渋川教育長

ただいまの報告について御質問があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

岡本委員

このボランティアガイドは、何人おりますか。

角田社会教育課参事

登録者は11名です。

1番遠いところでは、岩内町の方がおります。

昨年、一昨年と北海道でボランティアガイド講習会広く募集しまして、当町でも講習会がありまして、それで、募集したところ、登録していただいたという経緯です。

他、豊浦町の方もおります。

岡本委員

働いていらっしゃる方ですと、土日限定ということになりますね。

角田社会教育参事

はい、目標とするのは常駐していただいて、いつでもガイドができるというような形にもっていきたいと思っております。今は団体の対応を主にさせていただいております。

渋川教育長

他、御質問ございますか。

《「なし」の声あり。》

それでは、以上のとおり報告を受けたということで御了承をお願いいたします。

日 程 第 5

【 議 決 事 項 】

・ 議案第13号

続きまして日程第5、議決事項でございます。

議案第13号、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの見直し検討委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

高橋管理課長

議案第13号、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの見直し検討委員会の設置要綱を次のように定めるものでございます。

この要綱につきましては、第1条の目的に記載されてるとおり、平成28年度に策定した計画がございます。

5年経過し、その間教育環境がいろいろと変化してきていることから、振り返り、検証して、見直しをしていくということを目的に、定めるものでございます。

第2条は所掌事項でございます。

この委員会は教育長の諮問に応じ、教育目標と教育ビジョンの見直しについて必要な事項を審議し答申を行うものでございます。

第3条、組織といたしましては12名以内の委員をもって構成し、委員には、学校教育関係者、社会教育関係者、PTA関係者、その他教育長が必要と認める者というような方から委嘱をしていきたいと考えてございます。

それぞれ推薦等いただきながら委嘱をしていく考えでございます。

第4条、任期につきましては、委嘱した日から諮問に関する審議が終了するまでの間。第5条は委員長及び副委員長に関する規定でございます。

第6条につきましては会議の招集から運営に関することを定めてございます。

第7条は委員以外の出席が必要であれば認めることを定めているものでございます。

第8条、部会は必要に応じて設置することができるということを定めてございます。

第9条、庶務は管理課において処理することを定めてございます。

第10条、その他は委任に関する規定でございます。

附則になりまして、この訓令は、令和4年7月14日から施行する。

第2項では、最初の会議については、教育長が招集する内容を定めているものでございます。

以上、御審議をお願いいたします。

渋川教育長

ただいま説明のありましたことについて、質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

はい、それでは異議なしと認めます。

議案第13号、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンの見直し検討委員会設置要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

高橋管理課長

議案第14号、洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会設置要綱の制定についてでございます。

洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会設置要綱を次のように定めるものでございます。

第1条、目的でございます。

令和3年度に、学校給食センターに係る検討委員会において、今後の給食センターのあり方といたしまして、洞爺の給食センターを改修し活用するという一定の方向性が示されました。

そのことから統合された場合、給食のソフト面について、引き続き安心安全な給食提供を継続するということを検討するため、この検討懇談会を設置して、必要な事項を固めていきたいと考えているものでございます。

第2条、所掌事項でございます。

この懇談会は、虻田給食センター洞爺給食センターのソフト面における取り組み状況を確認し、優れた取り組みを引き継ぐことなどの具体的な検討を行い、その結果を教育長に報告することを所掌事項としてございます。

第3条、組織におきましては、懇談会には委員16名以内をもって構成いたします。

委員には学校関係者、PTA関係者、その他教育長が定める者という中から、委嘱していきたいと考えてございます。

第4条、任期につきましては、委嘱した日から審議が終了するまでの期間。

第5条は、委員長及び副委員長に関する規定でございます。

25ページに移りまして、第6条は会議の招集運営に関する規定を定めてございます。

・ 議案第14号

第7条、庶務は学校給食センターにおいて処理するものでございます。

第8条、その他は委任に関する規定でございます。

附則でございます。

この訓令は、令和4年7月14日から施行するものでございます。

第2項においては、第1回目の会議については教育長が招集するということを定めてございます。

以上、御提案いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

渋川教育長

ただいま説明のありましたことについて、質疑をお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり、承認するというところでよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

それでは異議なしと認めます。

洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会設置要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第15号、洞爺湖町男女共同参画計画推進委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

野呂社会教育課長

議案第15号、洞爺湖町男女共同参画計画推進委員会の設置要綱を次のように定めるものでございます。

この要綱につきましては、昨年度、制定しました男女共同参画計画につきまして、本年度は、具体の取り組みを進めていくということになっております。

実施計画を作成して進めて行きますが、作成につきましては、各課が作成し、これに対しまして、その内容を町民や各関係団体などによりまして、御審議をいただくため、委員会を設置するという内容でございます。

第2条の所掌事務につきましては、委員会は洞爺湖町男女共同参画計画の推進に関する事、また必要と認められることについて協議をするものです。

第3条の組織につきましては、委員4名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから教育長が委嘱します。

さらに町内に住所を有する者から選出するというようになってございます。

第4条の任期につきましては、委員の任期は2年で、ただし再任を妨げないということになってございます。

第5条の会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定めるということになってございます。

第6条の会議につきましては、会議は会長が招集し会長が議長となりますが、ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は、教育長が行うことになっております。

第2項、会長は必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求めて説明または、意見を聴くことができることになっております。

・ 議案第15号

第3項、会議は過半数が出席しなければ開くことができませんが、会長が特に必要と認めた時については、委員の一部の出席を持って開くことができることとしています。

第7条の庶務につきましては、社会教育課において処理します。

第8条のその他は、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定めるとしております。

附則といたしましては、この、訓令は公布の日からから施行する。

以上です。

渋川教育長

ただいまの説明につきまして、質疑をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認するというのでよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第15号、洞爺湖町男女共同参画計画推進委員会設置要綱の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6

【その他】

日程第6、その他でございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

事務局ありますか。

高橋管理課長

ありません。

日程第7

【閉会】

渋川教育長

以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和4年第3回定例会を終了いたします。

14:05 閉会